

記録表・証票取扱い要領

この要領は、可搬形発電機定期点検・証票取扱い規則（以下、本規則という）第10条（4）項に示すものです。

可搬形発電機の定期点検記録表（以下、記録表という）及び定期点検済証票（以下、証票という）の適正な運用管理等の確保する事を目的としています。

1. 証票の有効期限

点検実施月から1年間です。前年発行の証票は、同日以降使用出来ません。

また、証票は毎年1月1日をもって年号数字が変更されます。

2. 貼付場所

原則的に計器盤付近等にして下さい。発電機の形態・使用箇所状況によって計器盤等に貼付することが困難な場合や汚損又は剥離の恐れがある場所は、他の箇所に貼付する事は可能です。

3. 点検者名

定期点検を実施した可搬整備技術者の氏名を記入して下さい。

4. 整備工場名

定期点検を実施した工場名を記入して下さい。

5. 証票の保護

別添えの透明シールで、その部分を覆って保護して下さい。

6. 定期点検実施月にあたる数字を切り取って下さい。

7. 裏面の剥離紙を剥がし、その面を発電機の貼付場所に貼付して下さい。

8. 証票貼付上の注意

凹凸のある箇所や、油、塵、埃、水等の付着している場所に貼付すると剥れやすいので、油や塵等はウエス等でよく拭きとって、出来るだけ平らな箇所に貼って下さい。

又、洗浄に際してスチーム・クリーナーを使用する場合は、直接証票にかかる剥離又は変色等の原因となり易いので、あらかじめビニール等で証票を覆い実施して下さい。

9. 貼付済みの証票が汚損又は剥離した場合は、新たな証票番号（最上部の一連番号）を記録表及び台帳に記入すると共に、当初の定期点検実施月にあたる数字を切り取り貼付して下さい。

10. 証票への記入上の注意

必要事項の記入に際しては、なるべく次のものを使用して下さい。

(1) ボールペン・鉛筆

(2) 速乾性スタンプインク（顔料系）

なお、止むを得ず、サインペンや染料系のスタンプインクを使用する場合、あるいは上記の物のうちでも、記入した直後にシールを貼付するとインクがにじみ、判読不可になることがありますので、十分に乾燥の後、シールを貼付するようにして下さい。

附 則

この要領は、2021年10月15日から施行する。

以上